

平成20年度「近未来の課題解決を目指した実証的科学研究推進事業」  
面接審査実施要領

1. 面接審査の進め方

(1) 説明者

- ・説明者は、応募内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ・説明者は、研究課題毎に、原則として研究代表者を含め4名以内とする。

(2) 時間の配分

説明者によるプレゼンテーション	15分以内
説明者と審査委員との質疑応答	15分以内
審議（説明者は退場）	5分以内
計	35分以内

※ 時間の配分は一応の目安であり、面接課題の件数によって適宜変更する。

(3) 説明者によるプレゼンテーションについて

- ・説明者は、研究提案書を基として、提案の中で特にアピールしたい点について簡潔に説明する。また、書類審査結果等に基づき個別に質問事項が提示された場合は、それらを含めて説明することとする。
- ・説明者は、プレゼンテーション用資料(A4判、カラー可)を作成し、事務局(日本学術振興会)に提出する。(提出期限、部数等は別途連絡する。)
- ・説明者は、プレゼンテーションを行う際、面接審査会場に用意されているパソコン(Windows)、プロジェクター、接続ケーブル(D-sub 15ピンケーブル、3列ピン)及びレーザーポインターを使用することができる。なお、パソコン及びレーザーポインターは、説明者が持参したものを使用してもよい。

2. 説明者への注意事項

- ・面接審査内容の録音及び録画は禁止する。